

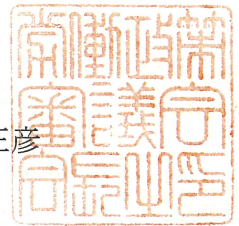
労 審 発 第 1787 号
令和 8 年 6 月 30 日

厚生労働大臣

上野 賢一郎 殿

労働政策審議会

会長 岩村 正彦



令和 8 年 6 月 29 日 付け厚生労働省発雇均 0629 第 1 号をもって諮問のあった
「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令案要綱」については、
本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和 8 年 6 月 30 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

勤労者生活分科会

分科会長 山本 眞弓

「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令案要綱」について

令和 8 年 6 月 29 日付け厚生労働省発雇均 0629 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和 8 年 6 月 30 日

勤労者生活分科会

分科会長 山本 眞弓 殿

中小企業退職金共済部会

部会長 山本 眞弓

「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令案要綱」について

令和 8 年 6 月 29 日付け厚生労働省発雇均 0629 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。